

人工知能戦略専門調査会（第1回） 議事概要

1. 日 時 令和7年9月19日（金）16:30～18:10

2. 場 所 中央合同庁舎8号館 6階623会議室

3. 出席者

【大臣】

城内 実 内閣府特命担当大臣（人工知能戦略担当）

【委員】

（対面）

松尾 豊	東京大学大学院工学系研究科 教授（座長）
生貝 直人	一橋大学大学院法学研究科 教授
伊藤 鍊	Sakana AI 共同創業者 COO
江間 有沙	東京大学国際高等研究所東京カレッジ 准教授
岡田 淳	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 パートナー弁護士
岡田 陽介	株式会社 ABEJA 代表取締役 CEO
川原 圭博	東京大学大学院工学系研究科 教授
北野 宏明	ソニーグループ株式会社 チーフテクノロジーフェロー
永沼 美保	日本電気株式会社 CDO Office 主席プロフェッショナル
村上 明子	独立行政法人情報処理推進機構 AI セーフティー・インスティテュート 所長
福岡 真之介	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士
森 正弥	博報堂DYホールディングス執行役員 Chief AI Officer

（オンライン）

佐渡島 庸平	株式会社コルク 代表取締役社長
田中 邦裕	さくらインターネット株式会社 代表取締役社長
原山 優子	GPAI 東京専門家支援センター長

山口 真一 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター准教授

【事務局】

濱野 幸一 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局長
福永 哲郎 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局統括官
恒藤 晃 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局審議官
菅田 洋一 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局参事官
住友 貴広 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局参事官

【オブザーバー】

(対面)

福田 誠 内閣府規制改革推進室次長
中原 裕彦 内閣府知的財産戦略推進事務局長
飯濱 誠 警察庁長官官房技術総括審議官
水田 功 こども家庭庁審議官
井幡 晃三 デジタル庁審議官
大村 真一 総務省大臣官房総括審議官
藤吉 尚之 文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官
奥家 敏和 経済産業省商務情報政策局審議官
花田 貴裕 外務省経済局参事官

(オンライン)

佐久間 正哉 公正取引委員会事務総局官房デジタル・国際総括審議官
小野寺 健一 警察庁長官官房審議官（サイバー警察局担当）
秋元 泰志 警察庁警備局警備企画課長
渡部 剛士 警察庁生活安全局人身安全・少年課少年保護対策室長兼児童性被害対策官
布施田 英生 総務省国際戦略局長
滝田 裕士 法務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
奥家 敏和 経済産業省商務情報政策局審議官
中原 佳奈子 人事院情報管理統括専門官

花田 貴裕	外務省経済局参事官
長谷川 学	厚生労働省医政局研究開発政策課長
阿部 尚人	農林水産省大臣官房政策課技術政策室長
中村 真紀	環境省大臣官房総合政策課環境研究技術室長
荒 心平	防衛省整備計画局サイバー整備課長
濱野 健二	防衛装備庁技術戦略部技術戦略課技術情報室長

4. 議事概要

○ 城内人工知能戦略担当大臣より以下のとおり、挨拶があった。

【城内人工知能戦略担当大臣】

- ・ 本日は第1回人工知能戦略専門調査会開催に当たり、委員の先生方に御多忙の中御出席いただいたことを心から感謝申し上げる。
- ・ 本日より参じた委員の皆様、AI戦略会議あるいはAI制度研究会から継続して御参加してくださっている方も多数いらっしゃると思う。本年5月にAI法が成立し、9月1日に全面施行となった。まずもって、これまでの皆様方の御尽力に心から御礼申し上げたい。この新しい専門調査会においても、引き続きの御協力をよろしくお願いしたい。また、今回新たに御参加いただいている委員の皆様におかれても、御自身の広い御知見あるいは見識などをフルに使っていただき、御協力賜れば幸い。
- ・ 9月1日に施行されたAI法に基づき、9月12日に第1回AI戦略本部が開催され、同本部において私の方からAI基本計画の骨子のたたき台等について説明を行い、多くの閣僚からも積極的な御意見を頂いたところである。
- ・ 今後、このたたき台を基に年内を目途にAI基本計画等を策定したいと考えており、専門調査会においては、委員の皆様からしっかりとした御意見あるいは御助言を賜れば幸い。
- ・ AIは言うまでもなく社会課題の解決や産業競争力の強化に不可欠となる技術である。世界各国でAIの開発競争が進んでいる。こうした中、我が国はAIの利活用や開発、投資で出遅れた状況からまずはAIを使ってみよう、その上でAIのイノベーションを生み出すという反転攻勢をこれからはしなければならない。そのためには必要な支援策や制度的対応を早急に講じていく必要があり、今回皆様に御議論いただく基本計画は正にそのための国家戦略となるものである。

- ・ 技術とその利活用の急速な拡大を踏まえれば、変化に即応する柔軟な対応が必要となる。
このため、A I 基本計画については、年内をめどに最初の計画を策定のみならず、その後、当面少なくとも毎年見直すこととしている。委員の皆様には、今後も継続的に御協力を頂くこととなるが、何とぞ御了承いただければと思う。
- ・ 最後となるが、世界で最も A I を開発・活用しやすい国、この実現に向けては、関係府省庁、そして、官民が一体となって、更には国内政策と国外政策の内外一体でしっかり取り組んでいく必要がある。そのためにどのようなビジョンや施策が必要なのか、委員の皆様方の御忌憚のない御意見を賜れば幸い。

- 委員の互選により、松尾委員が座長に選出された。
- 「人工知能戦略専門調査会運営規則」について、原案のとおり決定された。
- 各委員から人工知能基本計画の骨子（たたき台）や A I 法に基づく適正性確保に関する指針の整備等について意見があった。主な意見は以下のとおり。

【伊藤委員】

- ・ 経済安全保障という観点からも、1つのモデルにオーバーリライアンスすることなく、様々なモデルを残しておくというヘッジをかけておくという意味でも、複数のモデルを並存させ、使い分けるといえるのは大きな意味を持っている。
- ・ かつては「大きいモデルが良い」と言われていた時代も、徐々に終わりを迎えつつあり、単にモデルが大きい小さいか、国産モデルを作るのか、どうかではなく、複数のモデルを並存させ、アプリケーションに応じて組み合わせるという考え方が重要である。
- ・ 現在では、何千億円、何兆円という莫大な資金がなければ参入できないという状況ではなくなくなってきており、用途や作り方によってはより安価に自前で基盤モデルを構築することも可能であり、日本の考え方を持ったモデルを作ることには意義がある。
- ・ 世界の優秀な人材を日本に集めるためには、報酬や生活環境ではなく、魅力的な研究ビジョンが必要である。最近のトレンドは、「オープンエンデッドネス」と呼ばれるアプローチである。これは、与えられた課題を一定の解法を組み合わせで解決するだけでなく、自ら次なる課題や解法を探索していくことを意味し、A I が今後、真価を発揮するための鍵となる。
- ・ A I の得意・不得意を肌感覚で理解し、人間と A I の役割分担を設計・構想できる力を育

てることが、A I 時代のリテラシーとして重要である。

【岡田（陽）委員】

- ・ A I は既存産業の構造を根本的に変革する力を持っており、日本にとってはD Xの遅れを逆転するチャンスと捉えている。A I の進化によって、一足飛びなA I の導入を実現でき、正に反転攻勢の準備が整った段階だと認識している。
- ・ A I の研究開発は「Perception AI」「Generative AI」「Agentic AI」「physical AI」順序に沿って進めている。特に「physical AI」は、リアルな物理データの蓄積が重要であり、日本が優位性を持てる分野と認識している。
- ・ A I の活用は、アイデア出しなどの非コア業務よりも経営課題に直結するコア業務への適用が重要である。ハルシネーションなどの課題はあるが、「Agentic AI」の導入により、A I が業務担当者となり、人間がA I をサポートする体制になると思う。
- ・ ガバナンス面では、法改正やガイドラインの設定が間に合わない可能性があるため、企業独自にガバナンスの仕組みを作り、組成・運用していくことが重要である。
- ・ A I の進化に伴い、正解のない問いに向き合う力としてリベラルアーツ教育の重要性を強調。自身の芸術家な背景からも、人間性や創造性を育む教育が今後ますます必要になる。
- ・ 現状のA I の進化に伴って、正解が全く無い状況の中で、どのように振る舞っていくのかという根本的な観点はまさにリベラルアーツが重要である。

【森委員】

- ・ 日本の強みとして、製造業が持つ膨大なエンジニアリングデータや熟練労働者の暗黙知に代表されるノウハウデータをいかに形式化し、整備していくのが重要である。これらのデータをA I に活用することで、日本の優位性を大きく伸ばせられる。米国のビッグテック企業もこの分野の整備は進めておらず、日本が先行できる可能性がある。
- ・ A I の社会実装を加速させるためには、個人情報保護法の見直しや、本人同意の在り方の再検討が必要である。
- ・ A I 関連の民間投資額において、中国は日本の約10倍、米国は約100倍と大きな差があることを踏まえ、日本は単なるキャッチアップではなく、製造業データなどの強みを活かした反転攻勢が重要である。
- ・ 教育・雇用・社会制度に関しては、A I による雇用への影響を丁寧に分析し、リスクリン

グ支援を継続的に実施することが重要である。

- ・ A I による労働の代替性・補完性に関する継続的な調査研究が必要である。D X による従業員のストレス増加などの課題にも対応し、人間中心の A I 社会原則に基づいた施策の推進が重要である。

【村上委員】

- ・ グローバルな A I ガバナンスの確立で日本が国際的に A I ガバナンスをリードしていく方針や広島 A I プロセスを提唱した日本が国際的なルール形成のところでしっかりとイニシアチブを取っていくことが重要である。また、ガバナンスを制するものというものは、イノベーションを制するという視点からも日本の競争力に直結する戦略だと考えている。
- ・ 特に A I によって世界が標準化・平準化が進んでいく中で、国家としての文化的影響を受けるということはどうしても避けなければいけないことである。自国がしっかりと文化というものを継続するための A I の基盤並びにデータというものをしっかり守っていき、そして、日本語や日本文化に根ざした基盤モデルの開発・評価というものを続けていくことが重要である。
- ・ 深刻な労働力不足に直面する中で、A I はもはや選択肢ではなく必須の存在であり、多くの分野で A I エージェントの導入が進んでいる。そのため、企業はデータ、基盤、A I に対して「A I レディ」な状態に移行していく必要があり、国が積極的に基盤やデータの整備を率いていくことが重要である。
- ・ A I S I を日本の A I 安全性戦略の司令塔として活用し、科学的根拠に基づいた評価とガバナンスを国内外に発信する方向性、これを日本が国際社会で A I 安全性、A I ガバナンスのリーダーシップを発揮するために極めて重要である。

【北野委員】

- ・ シリコンバレーのテック企業などでは、A I とロボティクスの進化が「労働をオプション化」し、産業構造や経済の仕組みそのものを変えるような世界に行き着くことを意図している企業もある。仮にそのような世界に向かうときには、例えば、G D P の 3 割程度を A I やロボティクスが自動的に稼ぎ出すような未来を見据えていくなど「ビッグピクチャー」が必要である。
- ・ フィジカル A I の進展が不可欠であり、ロボカップなどの世界的なプロジェクトを通じて、

トップアスリート並みのヒューマノイド開発を目指すような大きな目標が必要である。

- ・ 次の主戦場はAI for Scientific Discoveryで、自律的に科学的発見を行うA Iに各国が多くの予算を投入している。
- ・ A Iをどこに使うかというよりも、強い領域をどのようにA Iで強化していくかを考えることが重要である。
- ・ 日本の強みを活かす視点として、海洋、宇宙、食などの分野にA Iとロボティクスを戦略的に導入すべきである。地方の伝統文化など、A Iが入りにくい領域の価値を高めることで、新たな経済価値を創出できるとし、A I開発はその最終的なバリューチェーンの終着点を見据えて行うべきである。

【川原委員】

- ・ 少子化によって労働力が減少する中で、そこに得られる富の蓄積とかをいかに減らさない、増やしていくかというところにA I活用というのは避けて通れない生存戦略になっていくのではないかと考えている。
- ・ 技術的には、大規模言語モデルの進化とオープンソース化により、誰もが高性能なA Iを活用できる環境が整いつつある。日本もこの流れを活かし、国際的に貢献できる高品質なモデルの開発と公開を進めるべきである。
- ・ 今後のA Iの主戦場は、推論力を持つモデルや自律エージェント、フィジカルA I、そしてAI for Scienceである。AI for Scienceは各化学分野のトップ研究者との連携が不可欠である。日本には優れた研究者が多く存在するが、A Iとの連携はまだ十分ではない。

○ 城内人工知能戦略担当大臣が公務により途中退席となった、その際、以下の旨挨拶があった。

【城内人工知能戦略担当大臣】

- ・ 世界の才能を日本に集めるためには、魅力的な研究ビジョンの提示が不可欠であり、学会の誘致などを通じてその環境を整備していき、専門性だけでなく、生物・哲学・社会学・法律など幅広い知識を持つことが、A Iと人間がバランスよく共存・協働する上で重要であると感じている。
- ・ リスキリングの重要性に加え、若手がA Iメンターとして、A Iに追いつくのが難しい

シニア層の幹部を支援しつつ、幹部からは実践的な知見を得るという双方向の相乗効果の可能性についても、重要であると感じている。

- ・ A I S I の機能強化についても、極めて重要な課題である。特に、国民の皆様が A I のリスクに高い関心を持っていることを踏まえ、広島 A I プロセスを活用しながら、我が国が A I ガバナンスの分野でリーダーシップを発揮し、国際的なブランド力を高めていくことには大きな可能性があると考えている。
- ・ AI for Science の分野についても、バイオや材料などの領域に A I を効果的に組み合わせることで、あらゆる組み合わせの中から最適解を瞬時に導き出すような科学技術者との A I コラボを推進していくべきだと感じている。
- ・ A I の活用が進むにつれ、産業構造が大きく変化することは避けられない。雇用の在り方や分配の問題についても、「ビッグピクチャー」を描きながら、行き当たりばったりではなく、しっかり対応していくことが極めて重要である。
- ・ 本日は他にも多くの点で感銘を受けたが、今後も皆様から建設的かつ忌憚のないご意見を頂きながら、濱野事務局長、福永統括官をはじめ、関係府省庁と連携し、官民・アカデミアの力を結集して、オールジャパン体制で取り組んでまいりたいので、今後ともよろしく願いたい。

- 大臣退席後、引き続き、各委員から意見があり、その後、関係府省から意見があった。主な意見は以下のとおり。

【田中委員】

- ・ A I の利活用だけでなく開発の後押し、そして適正利用・ガバナンス・権利保護・セキュリティの分野で日本がグローバルにリードできるようになっていく必要がある。特に、生成 A I による著作権侵害の増加や、プラットフォーム上でのコンテンツ利用の不透明性に対し、日本がコンテンツ大国として、プラットフォーマーに対する責任と透明性や責任を明確化する必要がある。
- ・ ソブリン A I の考え方に触れ、日本が自国で A I を開発・運用できるモデルを示すことで、米中以外の国々にも受け入れられる可能性がある。フィジカル A I やロボティクス分野では、日本がかつて強みを持っていたにもかかわらず、現在は米中に後れを取っている状況であり、人材活用が課題である。

- ・ A I の使い方によって生産性が大きく変わることから、国民全体に A I を賢く使うための教育と人材育成が重要である。

【生貝委員】

- ・ A I 利活用を妨げる制度の特定と改革に加え、ディープフェイクや労働分野など、既存制度が A I のリスクに対応できているかを横断的に検証する必要がある。
- ・ A I 法 13 条の指針策定において、既存のガイドラインの蓄積を活かすと伴に、一定の要件を満たす基盤モデル開発者に対しては広島 A I プロセスや E U の行動規範などを参考に、具体的な行動規範を作る必要がある。A I 法のような横断的な法制度が、複数法にまたがる規制の重複を整理する上でも有効である。
- ・ 著作権法だけでなく、A I 法のような事業者の責務を規定する法律との組み合わせによる共同規制的なアプローチが国際的にも重要視されており、指針の中でその位置づけを明確にすべきである。
- ・ 日本の文化・慣習を踏まえた信頼できる A I の開発には、質の高い日本語データの整備・拡充が不可欠である。図書館、ミュージアム、放送、学術論文などのデジタルアーカイブに眠る未活用の準公共データの活用を視野に入れるべきである。

【江間委員】

- ・ A I の活用は労働力不足や産業構造の変革に資するだけでなく、社会とのつながりや自立の手段としても重要であり、基本計画の中に「一人ひとりの尊厳」という視点を盛り込むべきである。
- ・ A I は既存の社会構造やデータから学習するため、バイアスの課題がある。社会的に弱い立場の人々がさらに不利にならないよう、A I の設計・運用において配慮が必要である。
- ・ 基本構想にある「世界で最も A I を活用・開発しやすい国」という表現については、「信頼できる」という文言を加えるべきである。日本は広島 A I プロセスなどを通じて、米国のイノベーション路線と E U の規制路線の間を調整・仲介することで国際的な信頼を得てきた。そのような「みんなが Win-Win になる」姿勢こそが、日本の強みであり、国際社会における立ち位置として維持すべきである。
- ・ 教育面において、A I を安全に使うための倫理・ガバナンスに関する教材や議論の場が必要である。現場で A I を使おうとする人々が、リテラシーを身につけ、依存せずに適切に

活用できるような情報基盤の整備が重要である。

- ・ 安全保障や軍事に関する議論が基本計画に含まれており、これまで国内で十分に議論されてこなかった分野であるからこそ、産学官民が連携し、現場の声も含めた開かれた議論の場を設けるべきである。

【岡田（淳）委員】

- ・ 個人情報保護法の改正など具体的な制度改革への言及がある点を高く評価しており、今後分野横断的なＡＩ法に基づく制度改革のメッセージを積極的に発信していくべきである。
- ・ デジタル行財政改革会議でも、データ利活用の制度改革をはじめ、ＡＩとの関係を意識した議論が進められているほか、医療、金融、自動運転など個別分野でのＡＩの社会的実装をさらに後押しするような業法的規制の見直しも重要である。
- ・ 法律は新技術に対して後追いになってしまう傾向があり、ＡＩにおいてもその傾向は顕著であるが、そのこと自体を必ずしもネガティブに捉える必要はない。法律によるルールメイキングには適した領域とそうでない領域があり、それらを適切に切り分けることが重要である。
- ・ 著作権分野での紛争事案が増加しているが、立法や行政の示す解釈指針だけにに基づき個別事案を解決することに限界があるのは当然であり、個別の紛争は司法で解決されるべき問題である。日本の法制度の運用は、これまでも立法・行政・司法の役割分担をバランスよく切り分けるとともに、法律とそれ以外の技術や契約等の手法を相互補完的に活用することを模索してきたという点を踏まえ、今後もそのアプローチを継続・進化させることが重要である。

【永沼委員】

- ・ ＡＩによるリスクとイノベーションの両立については、事業者による自主的な改善や体制整備が進んでいる現状を踏まえ、実効性を確保しつつ、事業者の負担を軽減する制度設計が求められる。
- ・ ＡＩやデータガバナンス分野での国際競争が激化する中、日本が国際的なルール形成において主導的な役割を果たすことが重要である。特に事業者向け指針については、国際的な枠組を積極的に採用し、相互運用性を確保する必要がある。
- ・ ＡＩ法に基づき、政府との協力が義務化される中で、透明性と適正性を示すための指針が

重要となる。広島A I プロセスやO E C Dが事務局を務めるG 7の報告枠組など、国際的な指針をベースにした整備を支持するとともに、国内での認知度向上や事業者が対応する際のベネフィットへの配慮も必要である。

- ・ 指針については、政府の関連文書との紐付けについても言及したい。事業者の声を適切に反映しつつ、既存のガイドラインとの過剰なクロスチェックが生じないように調整が必要である。
- ・ A I の導入によって人間の創造性や新たな役割が拡大することを強調し、雇用の創出にとどまらず、産業構造の再構築を促す視点が重要である。

【福岡委員】

- ・ 日本語L L Mのモデルをオープンソース化することも検討すべきである。さらに、日本語にとどまらず、アジア圏のデータを取り込み、東洋思想を反映したモデルを開発することで、アジア各国への普及と国際貢献につながる可能性がある。
- ・ フィジカルA Iに関しては、世界モデルの重要性が指摘されているが、基本計画骨子案では言及されていないため、その開発推進も検討すべきである。
- ・ 日本が強みを持つアニメ・漫画・ゲームなどの知的財産分野におけるA I活用についても、生成A Iの進展により環境が変化している中で、文化発信の手段として重要である。
- ・ 現行骨子にフィジカルA I、AI for Science、創薬A Iが記載されているが、レベル感が合っていないように思っている。フィジカル領域（自動運転・ロボット）、サイエンス領域（AI for ScienceやA I創薬）、クリエイティブ領域（I P向けA I）というように、3つの領域として考えるべきである。
- ・ A Iの安全性と信頼性については、A I S Iの人材予算を拡充する必要がある、第3者認証制度の導入についても議論すべきである。
- ・ A Iに対応した法改正が必要であり、医療情報に関する「次世代医療基盤法」の改正や、民事法における賠償責任の問題に対しては、補償基金の設置など思い切った政策も検討すべきである。また、企業のA Iガバナンスに関しては、コーポレートガバナンス・コードへの反映も視野に入れるべきである。
- ・ 人とA Iの協働について、A Iを単なる道具ではなく、人間と価値を共創する存在として位置づける視点が重要であり、これは日本の文化的強みでもある。教育においても、A Iとの協働の仕方を教える教育方針が必要である。

【佐渡島委員】

- ・ 日本は同人や二次創作といった独自の文化基盤を持ち、世界最強のA Iクリエイターを生み出す可能性がある一方で、既存のクリエイターは著作権侵害への懸念を抱えており、新しいA Iクリエイターは批判を恐れて発表を控える傾向がある。また、海外サービスが日本の著作物を自由に扱っている現状も問題視されている。
- ・ A Iが学習したデータの透明化や、権利者への還元スキームの構築が不可欠であり、音楽分野のJ A S R A Cのように、著作権処理を一元化し、学習・生成・流通を正規に扱える安心して創作できるプラットフォームの整備が必要である。
- ・ 巨大基盤モデルは米中が主導しているが、日本は文化や産業に特化した小型モデルで競争力を発揮できると考えており、政府によるルール整備やスタートアップ支援が重要である。

【原山委員】

- ・ 教育分野へのA I導入に際しては、オフラインの価値の再確認も重要である。海外ではA I駆動型の学校や、携帯を持たない社会実験などが行われており、こうした実装面の研究も進めるべきである。
- ・ 人間中心のA I社会を堅持する必要性があり、A Iの利便性と同時に依存や社会的孤立といった観点にも目を向けるべきである。特に、成長期の子どもへの影響については、不可逆的なリスクを避けるための早期対応が必要である。
- ・ 政府の役割というのは脆弱な人々を守るというのが大きな役割であり、A Iに関して言うならば、知能、精神、感性の発達段階にある成長期、思春期の子供、いわゆるティーンエージャーに対する保護が重要である。これまで教育、成長の段階でこういうふうなデジタルツールが入ってきたというこれまでの経験がないことなので、不可逆的な影響が顕在化する前にやはりアクションが必要である。

A Iのリスク対応においては、サイバーセキュリティやプライバシーだけでなく、精神的・情動的な側面や社会的関係性への影響にも配慮すべきであり、政府と企業の責任を明確にしながら「セーフティ・バイ・デザイン」の考え方を実装に反映させるべきである。

- ・ 国際的な政策動向を踏まえ、日本独自の施策としてS L Mへの投資や、多様性を重視したA I推進が必要であり、トレンドに流されるだけでなく、独自の視点を持つことが重要である。

【山口委員】

- ・ A I が A I を使う時代の到来により、社会変化が指数関数的に進むことで、イノベーション促進とリスク対応の両立、そして人と A I の協働という二つの視点は重要である。
- ・ 特に懸念されるリスクとして、生成 A I によるフェイク情報の拡散がある。ディープフェイクの大衆化により、偽画像や偽動画が容易に生成・拡散される時代が到来しつつある。また、生成 A I の発展によって自然な日本語での文章生成が可能となり、影響力工作が日本語環境においても急増する危険性が高い。表現の自由とのバランスを保ちつつ制度的対応が必要であり、偽コンテンツ検知の国産技術の開発なども重要である。
- ・ A I は大きな可能性と同時に深刻なリスクというものを併せ持つため、リスク管理とイノベーションの両立、そして、人と A I の協働の実現に向けて、教育、制度、技術開発を三位一体で推進することが必要である。

【松尾座長】

- ・ 正しい戦略できちんとした方向でやれば十分に世界と戦い得る。正に反転攻勢のタイミングであり、そのために具体的で効果的なアクションにつなげ、それを成果につなげていくということが重要である。

【中原内閣府知的財産戦略推進事務局長】

- ・ 知的財産戦略推進事務局では、A I と著作権の課題に対して「法・技術・契約」の三つの視点を重視し、総合的な対応を進めている。また、文化庁においても、A I と著作権に関する基本的な考え方の整理や、それを実務に活かすためのチェックリスト・ガイダンスの作成、相談窓口の設置、さらには訴訟支援のための予算措置など、具体的な対応が進められている状況である。
- ・ A I 事業者やクリエイターとの間で、共創の関係を築くことを目指して議論を重ねており、実践的な取組も生まれている。既存のクリエイターと新しいクリエイターの共存のあり方についても重要な課題であり、対価還元を円滑に実施する仕組の検討も視野に入れつつ、データセットの構築、有償提供、対価配分といった実務的な課題への対応が重要である。

○ 最後に、濱野事務局長より以下の旨、挨拶があった。

【濱野事務局長】

- ・ 本日は委員の皆様には長時間にわたり、大変精力的に御議論いただき、多くの貴重な御意見を賜り、改めて御礼を申し上げます。
- ・ 私どもは正にこの一、二年が非常に大きな、重要な時期というふうに認識をしており、御案内のとおり本日御議論いただいた基本計画や指針、これは今後の日本のA I 政策の根幹となるものである。
- ・ いかにして世界で最もA I を開発、活用しやすい国を実現するのか、この基本計画や指針を戦略と言えるものとすべく、様々な御指摘を踏まえ、数値目標や時間軸、プライオリティ、推進体制など精査し、より具体化をして、来月以降も、皆様に御議論いただければと思う。
- ・ 関係省庁の御協力も頂き、本専門調査会の委員の皆様と知恵を出し合い議論を尽くしていければと思う。引き続き皆様の御協力、御指導をお願い申し上げます。